



週報

D2630

Weekly Report, Gujyo nagaragawa Rotary Club

郡上長良川ロータリークラブ

第47期クラブテーマ

地域社会と共に！
～輝け オンリーワン～

第47期 2024.7～2025.6

会長：山下 誠
副会長：羽土 洋司
幹事：石徹白秀也



例会日：毎週水曜日 18:30 (6月～9月末 19:00)
例会場及び事務所：白鳥町農業指導センター 2F
TEL：0575-82-3822 FAX：0575-82-5191
E-mail:gsc@abelia.ocn.ne.jp 発行：クラブ会報委員会

第2171回

令和6年10月9日(水)

本日の行事

職場例会（郡上簡易裁判所）

2024～25年度

山下 誠会長

幹事報告

石徹白秀也幹事

* 地区大会事務局より 大会参加のお礼

* 各務原 RC より

・ IM プログラム拝受

・ ガバナー補佐訪問について

* 美濃 RC より 第2回会長幹事会の案内
12月9日(月) いずみ荘

* 地区事務所より DEI 推進セミナー 駐車場について

* 週報拝受 郡上八幡、志摩、桑名北 RC

* 例会変更 郡上八幡 RC

第2170例会報告

■会長挨拶

2024-25年度 山下誠会長

皆さん今晚は。

菟島君、入会ありがとうございます。今後ともよろしくお願い致します。

最近寝れない日が続いています。今日は鷲見さんに話をさせていただけますが、税務署の話なので本音を聞きたいなと思います。税務署や警察署は大切な社会の一部でありますので、敬意を払いながら聞きたいと思います。

総裁選が終わりました。石破さんは5回目にして総理になられ、そのモチベーションを持ち続けるのは大変な事だと思います。

前総理の成長戦略を引き継ぐという事で、その中に投資の事を言われていますが、僕も昔はしていましたが、何をしても騙されるような気がしています。年金が入ったらしっかり置いてポチポチ頑張っ、自分の楽しい人生に使いたいと思っています。

本日は鷲見啓児君の卓話を頂けるという事で、大変楽しみにしております。よろしくご指導お願いしまして、会長の時間を終わります。ありがとうございました。

■会員卓話（税務訴訟について）

出席委員長 鷲見啓児君

会長、幹事からメールで面白い話をと、連絡をいただきましたが、税金で面白い話はありません。ご理解をお願いします。

朝ドラを見ている方が多いかと思いますが、9月までの朝ドラは裁判所と検事と弁護士が題材でした。次週は職場例会で裁判所へ行くという事でしたので、一応私の職場の経験という事で税務訴訟を題材にして話させていただきます。

国の訴訟については、法務省が管轄しており、総務省に訟務局があります。そこで民事訟務課と行政訟務課と、租税訟務課や後は総務や支援課があり、ここで国の訴訟関係を取り扱っています。一般的な皆さんがテレビや新聞報道等でご存じの事が多いのは、水俣病関係の認定をせよという請求事件や、福島原発の事故に伴う国家損害賠償の請求の事件とか、国に関する訴訟がおきていますが、今日は私の経験した税務訴訟について雑談として聞いていただければと思います。

国税局には色々課がありますが課税部と徴収部があります。課税部が扱うのは法人税、所得税、消費税です。徴収部は国の税金の収納管理を扱います。その各部に召喚室が設けられており、そこで税金関係の訴訟の対応をしています。私も訟務召喚室の経験があるものですから、この題材を話させていただきます。

まず課税部は一般的には所得でも法人でも税金を付加すると、納税者の方が裁判所に訴えるという被告が多いのですが、課税部では殆ど被告が多いのですが、原告になることがあるとすると、反税団体がみえるのですが、反税団体の納税者の所へ調査に行くと、グループに入っている人が、10

人、20人と押しかけて税務調査を妨害する訳です。そこで喧嘩になって税務職員に殴られるとか、そういうことがあると国が課税の関係はそういう事で原告となって納税者を訴えられるという事がありますが、99%の課税部は被告が多いです。徴収部の税務訴訟は被告人になる場合と原告になる場合があります。そこで事案を4つほど準備しましたので、説明をさせていただきます。

1番目に、国が被告となる例として、無体財産権差押処分無効確認請求事件です。事案の概要を説明させていただきますと、被告の親Zはフィリピンパブを数件やっています、ずっと無申告でした。そこを国税局で調査して徹底してこれだけ納めよと決定しました。それが億単位での滞納となっていた事案です。私が担当した時は徴収部の召喚室でしたので、裁判になった時にこの事案に携わったんですが、この被告の親Zの滞納処分をするにあたって、調査の結果原告X、Zの息子です。彼は未成年でイギリスに留学していたのですが、Xの調査の結果、株を持っている証券会社の調査で分かったんです。株を持っていますので、未成年でイギリスにいて、日本の証券会社で取引しているので、この株はZのものではないかと、調べた所やはりZが全部管理していましたし、そして対応も全部Zがしていました。Zの申し立てはXに連絡して指示をもらって証券会社に対応したという事で、あくまでXのものだというZの主張でした。私どもは、これは名義は息子であってもZのものだという事で差し押さえしました。そうしたら原告fである息子が私のものだと差し押さえは無効だという裁判になりました。当然私共国の調査を見ていただいて勝訴した事案です。こういう原告になることもあります。1番目は徴収部門の事案です。

2番目は、所得税決定処分取消請求控訴事件です。

この事案の原告はYです。Yは学習塾を営んでいると同時に不動産を貸し付けて収入等があるにもかかわらず、7年間無申告でした。そこを税務当局が調べて7年間調査して決定しました。決定処分についてYは何も言ってこなかったんですが、こういう決定なり修正申告なり決定があると、確定申告までに申告して納めていけば何も問題ないですが、期限を過ぎて申告書を直したり、後から申告書を出すと行政罰として加算税が掛かってくるわけです。その加算税は調査を受けて単なる勘違いとか、税法解釈間違いで申告書を直した、無申告だった場合は、加算税は無申告の場合は15%かかります。例えば申告で納めた税金が100万円とすると、行政罰として無申告加算税が15万円になります。もし申告して税額が100万円だったら100万円の10%が加算税で科せるのですが、ここの場合はあくまでも悪質だったものですから、国は重加算税を付加したんです。重加算税とは、例えば架空預金を作るとか、取引先に頼んで別の預金に振り込んでもらうとか、やる気でやった場合、国は重加算税をすることが出来ます。重加算税はいま、この調査の頃は加算税は40%でした。ですから100万円の造作税額が出ると40万円行政罰がかかってきます。無申告加算税は10%ないし15%ですので、30~35万円になります。それを不服として所得税の加算税を取り消せと言う請求の事件の事案です。これについての国側の言い分が認められて、国が勝訴しております。

先ほどの1番目の無体財産権差押処分無効確認請求事件ですが、要はX名義の株取引ですが、Zのものと認定したと、それはあくまでもZが子供名義でZの管理下でZがやっていたという事です。これは相続税の問題に置き換えると、皆さん良く聞かれていますと思いますが、名義預金、お爺さんが亡くなれば、相続の調査をしたらお爺さんの預金から子供さんなりお孫さんにお金が出ていて、そこで預金を作られていたと、それは都度贈与したと申告が済んでいたとか、贈与契約が残っていれば問題ないですが、何も残っておらずに子供名義、孫名義に変わっている場合は、贈与契約の申告がなければ、その預金を誰が管理しているか、印鑑は誰が持っているかによって、お爺さんのものと判断します。これは結構問題が出ます。1年に110万の贈与控除がありますので、20年30年やれば1千万円、2千万円贈与出来るので問題がないのですが、1番目の所は預金と株券が違うだけで名義が違うという事で判断されれば、本人のものと判断されるという事案になります。これが1番目と2番目は国が被告となる例です。

国が原告となる例で、詐害行為取消請求事件があります。民法42条で詐害行為取消権という条文があります。どういうことかと言いますと、債権者は債務者が債権者を害することを知っていた行為の取消を裁判所に請求することが出来る。ただしその行為によって利益を受けた者が、その行為の時に債権者を害することを知らなかった時はこの限りではない。

これを使って3番目の事件です。これはどういう事案の概要かと言いますと、原告が国で被告がYの場合、Yは取引先のA株式会社、これは水産会社です。遠洋マグロ漁業をやっていて、地元では海産物を売っている社長がYです。私が退職する2、3年前ですので、平成20年前後だと思いますが、その頃も重油の高騰と不漁が続いて、A株式会社はだんだん傾いて倒産する状況でした。滞納税額が大きくなっている状況でした。結局A株式会社はやっていけなくなり、漁船を売る訳です。漁船は遊ばせておくと金になりませんので、インド洋に出掛けているわけです。船は登記上、机上で売買が出来ます。何トンで船籍履歴を見て売買できるのですが、ただ机上で契約してお金のやり

取りをするので、船の中にまだ航海できる重油を何百tと持っていますので、船の中に重油が残っていたり、漁具の程度、新しいとか古い程度が机上では分からないので、それは調査によって後でその分は値増し金で請求できるという本計画の条文があって、それが資金の計算をするときに値増し金が漁具を見て、残っている重油を見て額を出して、この事案の時は1千50万円の値増し金の覚書がありました。この船の値増し金の1千50万円をYが値増し金をAとYの間で、Yが会社に貸付金があったものですから、貸付金を返してもらうという形でYから1千50万円を取ってしまったわけです。という事は、A株式会社の債権者はY以外にも取引先がある訳です。要はA株式会社は優先的に根回し金をY社長に払ってしまったという事になり、その行為が他の債権者を害する詐害行為となり、身内のYが取ってしまったことによって詐害行為取消請求事件を定義して、Yを滞納会社に返やさせて、滞納会社に返した金額を国がAの滞納に充当するという事件です。ですから4つの事件のうち1番目は、私は裁判所の被告席に立ちましたし、3番目の詐害行為は調べて提議した事案でした。

4番目は国が原告となる例で、差押債権取立請求事件ですが、事案の概要は被告は有限会社Yで、Yの仕事はコンクリートポンプ車を持って、生コンを送り込む仕事をしていました。被告の取引先のA工業も同業者なんですけどAは滞納者です。仕事が出来ない分をA工業に外注で出していたんです。Aは滞納者でしたが、財産がないため国が目をつけたのは、Y有限会社がだしているA工業の売掛金として未払金として残っている債務があったものですから、それに目をつけて売掛金をYへ払うべきものを税務署へ払えという裁判を起こして勝訴しました。Y有限会社の親会社の言い分はA工業が可愛そうだからと、すでに払ってありました。もう一つの言い訳が月賦で払う予定だったが、税務署が動いているのが分かったので早めに全額払ったという事で、そういう事案で売掛金がYの方へ動いていました。この裁判はあくまでもA工業に滞納があり、YがAに払うべき売掛金を差し押さえたんですが、YがすでにAへ払ってしまっていたんですが、国の差し押さえの方が先だったため、Yの売掛金を支払う訴訟を起こして、国がAの滞納に充当したという事案です。国の差財産関係は民事も行政訴訟も色々ありますが、税務訴訟は多いものですから、法務局の中にも租税総務課というのがあります。法務省には租税総務課ですが法務省の下に全国8か所、法務局にあります。名古屋法務局には照合府という庶務部があります。そこが国の裁判官の事を全部やってくれますが、税務訴訟は細かいものですから、国税局の徴収部や課税部から職員が出向で来ています。裁判の時は私共も国税現場の者も含めて法務局に来ている職員と、そして名古屋法務局の総務部の検事が対抗してくれますが、資料等を渡します。そうして訴訟を進めていました。

急遽作った資料で説明させていただきました。次回機会がありましたら、資料を作って話をさせていただきます。以上で終わらせていただきます。

■委員会報告

- *親睦委員会 会員・配偶者誕生日お祝い
- *羽土洋司君より 能登半島水害被害における募集タオルのお礼と、継続のお願い

■新会員の紹介

氏名：**菱島正人君（みのしま まさと）**
事業所：**株式会社南出測量設計**
職業分類：**測量設計業**
生年月日：**昭和37年12月16日**



■ニコBOX

ニコBOX委員会 吉村泰彦君

山下誠君 親愛なる会員の皆さん、10月に入りました。残暑という季語は9月中旬までだそうです。菱島正人さん、ご入会おめでとうございます。心から歓迎申し上げます。よろしくお願ひ致します。

石徹白秀也君 菱島君、入会おめでとうございます、共にロータリーを楽しみましょう。

(同文) **藤代昇君、小島正則君、原義明君、畑中知昭君、松森正和君、佐藤備子君、山口里美君、井俣愛美君、奥村照彦君**

大村太郎君 (同文) 驚見さん、卓話楽しみです。遠藤さん、池袋、白鳥踊りご苦労様でした。

寺田澄男君 (同文) 前回の白中武藤校長さんの卓話、大変勉強になりました。ウィルビーイング学習驚きでした。

和田良一君（同文）歳を重ねボケてきました。7時のつもりで、何も考えないで来ました。

羽土洋司君（同文）タオルのご協力ありがとうございました。来週出かける予定ですので、それまではBOXそのままにしておきますので、よろしくお願いします。

美谷添里恵子君（同文）10月というのに日中はまだまだ暑いですね。

野島征夫君 10月に入っても暑い日が続きます。現在県会議開会中です。能登半島の災害もあり、補正予算で県単独建設事業費に1000億円です。県はすごいと感じています。

和田智博君 昼と夜の温度差が大変です。

遠藤正史君 今月は司会です。円滑な進行の協力をお願いします。

杉山賢君 子供たちが運動会で頑張ったマーチングの発表を夢まつりでも披露できる予定でしたが、衆院選の投開票日で、まつりが中止となり多くの方ががっかりしました。石破内閣の支持率が下がりましたね。

鷺見啓兒君 従業員募集をハローワークに依頼しましたが、全然だめで、郡上プラスの広報に依頼しましたところ、3名の方が応じて頂き、驚いています。

吉村泰彦君 次週、職場例会よろしくお願いします。

■次週行事予定

- 10月14日 DEI 推進セミナー
(都ホテル)
- 10月16日 クラブフォーラム
- 10月20日 財団セミナー（四日市市）

■出席報告

出席委員会 鷺見啓兒君

	会員数	出席者	欠席者	補正者	出席率
2169回	30名	18名	5名	7名	83.33%
2170回	31名	25名	6名		80.65%